

令和 7 年度福祉サービス第三者評価推進事業の実施について（案）

1 宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会の開催

開催予定数：2 回程度（7 月、12 月予定） ※12 月は必要に応じて開催

- 第三者評価事業に係る重要事項の調査審議
- 評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）

2 評価機関の募集・認証

募集期間：令和 7 年 5 月から 6 月まで

評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）を経て認証（8 月予定）

3 評価調査者研修の実施（宮城県社会福祉協議会へ委託）

養成研修：令和 7 年 10 月実施（予定）

継続研修：令和 8 年 1 月実施（予定）

4 普及啓発

【社会福祉課】

〔事業者向け〕

- アンケート結果活用による周知
- 各種事業者集団指導、研修会等での周知
- 各種指導監査等での周知
- 各事業者への制度周知・受審促進通知
- 啓発リーフレットの作成、配布

〔県民向け〕

- 県ホームページでの情報提供、啓発リーフレット配布
- 〔市町村向け〕
- 受審促進協力依頼

【長寿社会政策課】

- 介護保険事業者を対象に、県ホームページで情報提供する。

【子育て社会推進課】

- 第三者評価のリーフレットを配布。

【障害福祉課】

- 実地指導等の際に、事業者等に第三者評価事業について周知する。